令和6年度社会福祉法人指導監查基本方針

近江八幡市 福祉保険部 福祉政策課

Ⅰ 令和5年度指導監査結果の概要

令和5年度は、16法人のうち、6法人に対して指導監査(実地監査)を行いました。

文書指摘の件数は全体でI件と大幅に減少しましたが、細かな指摘事項の多い法人が複数ありました。

文書指摘の内容は、定款や報酬規程に基づいた支払いができていないケースで、その他、法 改正に伴う経理規程等への項目追加が出来ていないケース、理事長等の職務の執行状況の 報告回数が不足しているケース、その他、招集通知や議事録の記載漏れについての指摘事項 が多く見受けられました。

2 指導監査の基本方針

上記の指導監査結果を勘案し、市が所管する法人の運営および会計管理について、令和6年度においては、実地監査を基本とし、県および市の関係課と密接に連携しながら、効果的な指導監査の実施に努めます。

別添の指導監査事項(主眼事項および着眼点)に留意するほか、本方針3に掲げる項目を 「重点項目」として確認、指導します。

なお、指摘した事項等について改善が図られない場合や法人または施設の運営等に問題が 発生した場合は、本方針4のとおり、改善に向けて実効性のある指導を行います。

3 重点項目

(1)法人運営

【法人におけるガバナンスの強化】

- ·評議員会は、理事(会)の業務執行や意思決定が不透明·恣意的なものになっていないか 牽制·監督しているか。
- ・理事会での意思決定は透明・公正に行われているか。理事長等は自己の職務の執行状況を定期的に理事会に報告しているか。理事会は、理事長等の業務執行が不透明・恣意的に行われていないか監督しているか。
- ・監事は、理事の職務執行を監査するため、理事会への出席等により法人の運営状況を 把握し、公正中立の立場で厳正な監査を行うなどその職責を果たしているか。

【地域における公益的な取組の推進】

- ・「地域における公益的な取組」の実施に係る責務を認識しているか。
- ・取組内容は地域ニーズを踏まえたものとなっているか。
- ・地域住民に対し、取組に関して積極的に情報発信しているか。

(2)施設の管理運営

【職員の定着促進・人材育成】

- ·就業規則に直近の労働関係法令の改正が反映されているか。運用が適正に行われているか。
- ・気軽に相談できる体制づくり、休憩の確保・休暇制度の工夫、業務負担の軽減等労働 環境の改善に積極的に取り組み、離職防止・定着促進に努めているか。
- ・施設の課題や職員のキャリアパスを見据え、職位や職務内容を踏まえた体系的・計画 的な研修機会を確保しているか。

【非常災害対策】

- ・非常災害対策計画は策定され、職員間で共有されているか。利用者の安全が確保できる実効性のあるものとなっているか。
- ・水害および土砂災害に対する避難確保計画が策定され、定期的に訓練が実施されているか。

(3)利用者の処遇

保育所、認定こども園

【子どもの安全管理】

- ・安全計画の策定を含め、事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止および発生時の対応を講じているか。
- ・治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故があった場合、県へ報告されているか。
- ・プール活動や水遊びを行う場合は、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて 配置し、その役割分担を明確にしているか。
- ・園用のバスを運行する場合は、置き去り防止を支援する安全装置を装備し、これを用いて 児童の所在を適切に確認しているか。

【虐待等の未然防止、発生時の対応】

- ・入所児童の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人権を尊重して運営を行っているか。児童に身体的苦痛を与え、人格を辱めることがないようにしているか。
- ・虐待等と疑われる事案 (不適切な保育) であると保育所等として確認した場合には市町 へ報告しているか。

地域密着型介護老人福祉施設

【業務継続計画】

- ・感染症BCPおよび自然災害BCPを策定しているか。内容の見直しをしているか。
- ・定期的に研修および訓練を実施しているか。

【虐待防止の取組への対応】

- ・虐待の発生またはその再発を防止するための委員会を定期的に開催しているか。
- ・虐待防止に関して、指針を整備し、研修を実施しているか。
- ・虐待防止に関する担当者を選任しているか。

(4)法人会計

【法人の経営健全性の確保】

・財務状況について分析の上、経営状態や問題点を把握し、改善に努めているか。

【法人の適正な会計経理事務】

- ・内部牽制体制が機能しているか。
- ・経理規程に則った適正な会計処理を行っているか。

【保育所における委託費の経理】

・保育所における委託費の経理について、関係通知の内容が遵守されているか。

4 実効性のある指導監査の実施

- (1)過去の指導内容および改善状況ならびに法人·施設の課題等を十分に整理・把握した上で指導監査に臨むものとします。
- (2)法人·施設の運営等に問題が発生した場合、または、通報、監事監査報告書·現況報告書の確認等を通じてそのおそれがあると認められる場合は、随時、指導監査を実施します。
- (3)前回の監査で口頭指摘事項にしたことに対して、改善措置を講じていないことにより同じ誤り等を繰り返しているものについては、内容の重要性や改善措置の状況を総合的に判断して文書指摘事項とするものとします。
- (4)文書指摘事項については、改善状況または改善計画を確認し、改善が図られるまで指導するものとします。
- (5) 指摘した事項等について、改善が図られない法人・施設に対しては、再指導を行うこととし、また、不祥事等が発生した場合や改善の意思が見られない法人に対しては、法令に基づき随時必要な措置を講ずることとします。

5 対象法人

市が所管する社会福祉法人16法人

6 実施方法

- (1)指導監査は、一般監査と特別監査とし、いずれも原則実地において行います。
- (2)一般監査は、一定の周期で実施します。その実施に当たっては、年度当初に指導監査の方針、指導監査の対象とする法人および指導監査の実施の時期等を内容とした指導監査の 実施に関する計画を策定した上で、「指導監査ガイドライン」に基づき実施します。
- (3)特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施します。その実施に当たっては、「指導監査ガイドライン」に基づいて行うほか、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行います。

7 一般監査の実施の周期

- (1)毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、以下の事項を満たす法人に対する一般監査の実施周期については3箇年に1回とします。
 - ア 法人の運営について、法令および通知等(法人に係るものに限る。)に照らし、特に大きな問題が認められないこと。
 - イ 法人が経営する施設および法人の行う事業について、施設基準、運営費ならびに報酬の 請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。
- (2)会計監査人による監査等の支援を受け、財務の状況の透明性および適正性ならびに当該法人の経営組織の整備およびその適切な運用が確保されていると判断するなど、社会福祉法人指導監査要綱(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)「3 一般監査の実施の周期」に該当する場合は、5年を限度として周期の延長をすることができることとします。
- (3) 新たに設立された法人に対する一般監査については、設立年度または次年度において、当該法人の設立後速やかに実施します。
- (4)法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にかかわらず、必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応します。

8 実施体制

指導監査は、基本的には福祉政策課の職員2名程度により実施しますが、必要に応じて、障

がい福祉課、幼児課、子育て政策課、こども家庭センター、介護保険課の職員および県関係課の職員の参画および立ち合いを求めます。

9 実施後の指導

指導監査の実施結果は、速やかに法人に通知するとともに改善を求めます。 また、改善状況の確認を適宜行い漏れのない改善指導を行います。